

大和市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月29日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第39号

大和市火災予防規則の一部を改正する規則

大和市火災予防規則（昭和59年大和市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「2部」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第13条中「第23条第4項」を「第23条第3項」に改める。

第22条中「第23条第2項及び第4項」を「第23条第2項及び第3項」に、「の規定による」を「に規定する」に、「別図第2」を「別図」に改める。

第31条第1項中「（次項において「届出書等」という。）」を削り、「正本1部及び副本1部」を「2部」に改め、同条第2項を削る。

別図第1を削り、別図第2を別図とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。